

# 東播海岸における直轄事業区間

ここにおける東播海岸とは、瀬戸内海に面し「神戸市の西端の神戸市垂水区塩屋の境川から明石市を経て、加古郡播磨町本荘の喜瀬川」に至る、延長約26kmの区間の海岸を言います。かつての東播海岸は柿本人麻呂や松尾芭蕉により、「白砂清松」と歌われた、風光明媚な瀬戸内の景色が広がっていました。度重なる台風被害や昭和30年頃には海岸の侵食が顕著になり、昭和36年に旧建設省（現在の国土交通省）は、延長約19kmの区間を直轄事業として、海岸の保全に取り掛かることとなりました。事業実施にあたり、地域を垂水・明石西部・明石西部・播磨の4工区に分けて事業を行っています。

